

東織厚基発第 109 号  
平成 25 年 7 月 22 日

事業主 様

東京織物厚生年金基金  
理事長 奥田 彰

### 厚生年金保険法等改正法案の成立について（お知らせ）

皆様方には、日頃より当基金の運営に関しまして、多大なご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、当基金で現在把握している内容等を次のとおりご報告申し上げます。

なお、参考に「厚生年金基金制度の見直し法の概要」（以下「見直し法の概要」という。）、「厚生年金基金制度の仕組み」及び「基金加入における掛金（保険料）と給付のしくみ」を同封いたします。

#### 1. 経緯等について

平成 24 年 2 月に、AIJ 投資顧問が虚偽の運用実績を報告していたことが発覚し、厚生年金基金の多くが多額の資産を失ったことから、厚生年金基金制度の見直し議論が始まりました。

その後、有識者会議や専門委員会を経て、今年 2 月に厚生労働省として意見を取り纏め、4 月に国会に法案を提出し、6 月 19 日の参議院本会議において、厚生年金基金制度見直し等が盛り込まれた厚生年金保険法等改正法案が可決・成立されました。

施行は、平成 26 年 4 月 1 日を予定しておりますが、具体的な取り扱いについては、夏頃を目途に政省令案が示され、8 月には、厚生労働省による厚生年金基金を対象とした説明会を全国 8 か所で開催する予定としております。

#### 2. 厚生年金基金制度の見直しについて

今回の法改正は、厚生年金基金制度の全面廃止ではなく、一定の要件を満たせば、厚生年金基金制度を存続することが認められる内容となりました。

以下、主な点を記載いたします。

(1) 「代行割れ」(※) 基金の解散を促すために、施行日から5年間の時限措置として、特例解散制度が見直され、「連帯債務制度の解消」や「分割納付の期間延長」等が盛り込まれました。

※「代行割れ」とは、「純資産」が「最低責任準備金(代行部分)」より少ないことを言う。(「見直し法の概要」5頁参照)

(2) 施行日から5年経過した以降は、代行割れを未然に防ぎ公的年金の健全性を確保する観点から、以下の存続要件を満たさない基金に対して厚生労働大臣が解散命令を発動することができることとされました。(「見直し法の概要」6頁参照)

(存続の要件)

○純資産が、最低責任準備金の1.5倍以上、又は

○純資産が、最低積立基準額(加算年金+代行部分)以上

(3) 上乘せ給付(加算年金)の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行をしやすくする措置が設けられました。(「見直し法の概要」8頁参照)

### 3. 当基金の現状及び財政状況について

当基金は、昭和42年に設立以来既に46年が経過しており、年金受給者も1万3千人に達し成熟度の高い基金となっております。一方では加入員が年々減少し現在では7千人となっているため、「掛金等収入」より「給付費等支出」が年間約3,800百万円上回っており、厳しい現状となっております。

このような状況の下、去る6月7日開催の第126回代議員会におきまして、三菱UFJ信託銀行から、この度の厚生年金基金制度の見直し案を踏まえ、平成24年度財政決算の速報(概算)ベースを基にしたシュミレーション等の説明がありました。

当基金は、平成24年度(平成25年3月末現在)財政決算の速報(概算)ベースにおいては代行割れしていないため、前記2.(2)が該当いたしますが、①純資産÷最低責任準備金=1.006、②純資産÷最低積立基準額(加算年金+代行部分)=0.72となり、基金を存続するための条件である①1.5倍又は②1.00にするためには、平成26年度から、現在の掛金率より多い79% (一人当たり月額25,219円)を、事業主様のご負担で、現在の掛金率に毎月プラスして納付いただく計算となります。なお、現在の掛金率と存続を勘案した掛金率は、次のとおりとなります。ただし、前提条件として、国(厚生年金本体)より1%程度多い運用利回りとした場合です。

[現在の掛金率] (単位：‰)

	基本	加算	計
標準掛金	39	6	45
特別掛金	0	30	30
計	39	36	75

※平均報酬給与月額：319,227円（平成24年度末）

一人当たり月額：23,942円（319,227円×75‰）



[存続を勘案した掛金率] (単位：‰)

	基本	加算	計
標準掛金	39	6	45
特別掛金	0	109 (30+79)	109
計	39	115	154

※プラス一人当たり月額：25,219円（319,227円×79‰）

一人当たり納付月額：49,161円（23,942円+25,219円）

#### 4. 今後の対応について

今回の法改正を受け、当基金といたしましては、新たに「基金制度変更検討委員会」を設置し、事業主、加入員並びに年金受給者の皆様方にとりまして、よりよい方策を検討してまいります。

今後、検討状況等適宜お知らせするつもりでおりますが、現時点では基金運営に何等の変更はございません。掛金・給付等のお取り扱いは従前どおりでありますので、引き続き、基金運営にご協力賜われますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ご照会等ある場合には、次のご連絡先までお願いいたします。

#### 【ご連絡先】

東京織物厚生年金基金事務局

（電話）03-3661-5371 担当：重松、竹本